

「遺族年金制度」「離婚時の年金受給権分割制度」 「障害年金」「高齢者の就労と年金制度等」等に関する意見

大山 勝也
山口 洋子
小島 茂

(1) 遺族年金制度について

- 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給については、まず本人の老齢厚生年金の全額受給を基本とし、遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の4分の3）との差額を支給するしくみとすべきである。

- 遺族年金の年収要件（生計維持要件）については、当面、遺族年金を支える被保険者の年収とのバランスをはかる観点から、遺族となった者の年収に応じて年金額を段階的に調整すべきである。

例えば、当面、年収 600 万円までは遺族厚生年金を 100 % 支給し、それ以上の年収については、段階的に年金額を減額し、年収 850 万円以上の場合に遺族年金を停止する仕組みとする。

また、適用認定は、毎年の年収を基に行うべきである。

（注）給与所得者の平均年収は 454 万円、男女別では、男性の平均年収 558 万円、女性の平均年収は 278 万円（「2001 年度民間給与の実態」国税庁）。

- 男女の支給年齢要件をどちらにそろえるかは、将来遺族年金のあり方としてどのような方向性をめざすかという観点から考えるべきである。将来的に、男女がともに働く社会を想定した場合、第一義的には、男女の賃金労働条件の格差解消を図るべきだが、その上で、遺族年金の受給要件は男女とも中高齢の場合、としていくべきと考える。併せて、遺族となった者に子どもがある場合には、一定の配慮を行う形とすべきである。

- 18 歳未満の子どものいない妻に対する遺族厚生年金については、夫の年齢要件（55 歳以上）との関係を含め、生活実態、雇用環境等を十分勘案し、支給対象年齢、支給期間、中高齢寡婦加算（65 歳まで月 5 万円）のあり方等について検討すべきである。

(2) 異婚時の年金受給権分割制度について

- 第 3 号被保険者制度の見直しにおける「夫婦間の年金権分割案」との関係を明らかにすべきである。具体的には、夫婦間の年金権を分割する方式の修正案（A-2 案）である老齢年金の受給権発生時点で強制的に分割する方式と、離婚時の年金受給権分割制度として保険料納付記録の分割を選択する方式との関係について整理すべき。また、

遺族年金や障害年金も含めて、整合がとれるのか、さらに検討すべきである。

(3) 障害年金について

- 20歳以上で障害基礎年金を受給していない無年金障害者については、障害者福祉施策（特別障害者手当（現在、月額26,860円）増額など）と年金制度（当面、国庫負担相当分の障害基礎年金の支給等）双方の組み合わせによる所得保障制度を早急に導入すべきである。
- 障害基礎年金については、厚生年金と同様に3級障害年金をつくるとともに、水準を引き上げるべきである。

(4) 高齢者の就労と年金制度等について

- 在職老齢年金は、一律2割停止を解消し、在老非適用者（労働時間要件3/4未満、共済年金受給者、賃金以外の収入のある者）との公平性を確保するため、現行の在職老齢年金制度を廃止して、総収入（賃金・高年齢雇用継続給付金、事業所得、家賃、配当・利子等）をベースに、年金額を調整する制度に抜本的に改める。

例えば、年収総額が600万円を超えるあたりから順次年金支給を削減し、年収1000万円で全額停止としてはどうか。

（注）共済年金の調整は、課税給与所得が120万円以上から段階的に減額され、1,650万円以上で90%停止となる仕組み（240万円で31.25%停止、600万円で72.5%停止）。

(5) 失業期間中の厚生年金への「継続加入制度」の創設について

- 失業者の増大等を踏まえ、失業中においても、老齢年金、障害年金、遺族年金の受給権を確保するため、次の就労までの期間、厚生年金に引き続き加入できる「継続加入制度」を創設する。

その間の保険料については、学生の国民年金保険料の猶予制度（10年内に追納：学生納付特例制度）と同様に、保険料負担を猶予し（2年間：健保の任意継続加入期間）、再就職後にその分を追加分納する。なお、追納の保険料は、労使分、本人分（給付算定は半額）、免除（障害・遺族年金の対象）との3選択制として、追納期間は猶予期間の2倍（4年）以内とする。

＜各論で追加的に議論すべき事項＞

- 被用者年金制度の一元化について

以上

2003.7.24.

年金部会への意見

翁 百合

(総論への意見)

1. 将来の基礎年金をどう位置付けていくかの議論が必要——スウェーデン型最低保障年金方式も含めて

●現行制度下における第三号問題解決の難しさや未納・未加入問題（特に若年層）のもたらす年金空洞化現象は極めて深刻である。こうした「空洞化問題」は、やはり現行基礎年金制度の持つ矛盾（①基礎年金制度が税方式と社会保険方式を混合しており、国庫負担の意義が不明確、②しかも厚生年金・国民年金・共済年金制度が分立して定額部分を財政調整する仕組み）によって引き起こされている部分も大きいと考える。こうした問題は、国庫負担 1/2 引き上げや保険料の徴収強化だけでは全面的な解決につながらないように思う。

●これらの問題を明快に解決するには、基礎年金制度を改革していくことが必要であると考える。そのためには、「公的年金制度の体系をどう設計するべきか」という観点から、年金制度体系をもう一度検討することが必要である。基礎年金の位置付けについての将来の方向性がみえることによって、初めて今回の様々な改革が意味を持ってくるものが多い。例えば、第三号問題における女性の年金の年金分割は、スウェーデン方式の税源による最低保障年金の導入が展望されるのであれば、意味を持つ改革となるであろう。

●基礎年金制度の改革の方向性について今まで年金部会委員から提案されている考え方は、主に2つあると考えられる。第一は、スウェーデン方式である。公的年金は所得比例年金に一本化し、国庫負担による年金は最低保障年金とする体系である。これへの課題は、所得捕捉体制の整備と、分立する年金の一本化である。第二は、基礎年金を全額税方式とする体系である。これは高所得者に対する課税強化を行うことや、基礎年金水準と税負担水準の設定が課題になる。これらの二案と現行方式の継続とを比較し、どの方式が持続可能で信頼される仕組みとなるかコストとベネフィットを様々な角度から考慮し、税制との関連を十分に視野に入れながら今後の展望を示し、今回の改革との関係を再検証することが必要である。

2. 世代間の公平について数字を示してわかりやすく説明し、議論を深めるべき

●今回の年金改革で、保険料固定方式の導入や公的年金控除の縮減といった世代間の公平性を確保しようとする政策を進めようとするのであれば、これによって世代間の不公平がどう変わることかについて、わかりやすく丁寧に説明することによって、より議論を深め、理解を広める努力が不可欠なのではないか、と思われる。その点で、世代毎の損得論をするためではなく、マクロの世代間会計の議論の基礎となる、世代間の公平性を検証する指

標、数字を明らかにする必要があるのではないかと考える。勿論、現在の公的年金制度は個人単位ではなく、様々な所得再分配政策が内包されている制度であり、わかりやすくその指標の意味を説明することは必要である。今回の厚生労働省の示した当初案のままでは、2025年までの負担と給付の関係は現在とは大きくは変わらず、むしろ2025年以降の少子化の影響が出てくる時代に年金を受け取る世代に負担が大きく、問題が先送りされる形となっている。これを是正する様々な提案（たとえば実績準拠法でなく平均化法の検討）もなされているが、これによってどの程度世代間の不公平が是正されるのかについても、こうした検証指標によって、議論を深めることが必要であると考える。

3. 厳しいシナリオになった場合のリスクについて十分に考えておく必要

●2. の点とも関連するが、経済成長が必ずしも想定通りいかなかつたり、少子高齢化がさらに進行した場合、将来世代の所得代替率はさらに低下する可能性もある。保険料固定方式の難点は、そうした場合、将来世代にとっては給付調整のリスクがみえないところにあると思われる。そうした不安の解消のためにも、前述の通り、世代間の公平性を検証したうえで、現状の段階でも、どの程度の給付調整が可能なのか、公的年金控除の縮減についてどの程度まで行えるのか、について、十分かつ綿密な検討を行うべきと考える。

（各論）

●遺族年金 离婚時の年金分割

女性の就業の増加、ライフスタイルの多様化からできるだけ自らの働いて保険料が納付したことが自らの給付に反映されるほうが望ましいと考える。したがって、遺族年金については、受給方法IVを導入しつつも、年金財政上厳しい状況とならないような割合を決定することが重要と考える。

離婚時の年金分割については、離婚時には「原則として」夫婦間で年金の分割される仕組みを設ける必要があると考える。方向としては年金受給権を分割していく方向で検討が進められることが期待される。

●教育ローン構想には反対。

特殊法人整理合理化計画で現在特殊法人については、その殆どが独立行政法人化され、従来以上にスリム化していく方向で改革が行われている。日本育英会は従来教育資金の無償および有償の融資を行ってきており、昨今の景気の悪化から回収が進まず、不良債権化が深刻となっており、回収を促進するために大変な労力を使わざるを得ない状況となっている。このように考えると、貴重な年金資金を使って育英会と同じような教育ローンを開始することは、①特殊法人整理合理化の方向と逆行し、②しかも年金資金の損失リスクを招きかねない、という点で反対である。

以上

企業年金に関する意見

平成15年7月3日
近藤 師昭

I 企業年金に関する状況認識

1. 老後の所得は、公的年金・企業年金・自助努力による個人年金等により充足することになるが、それぞれの役割と度合いは、個々人の欲求により多様化している。

現在論議されている公的年金の改革の方向によっては、公的年金の所得代替率の低下も考えられ、その結果として、企業年金への期待が高まると予想される。

2. 公的年金の改革と合わせ、より信頼の置ける企業年金制度とするよう、多様化する企業・従業員の要望への対応を含め、その制度の普及策について柔軟に検討する必要がある。

特に、老後の所得保障機能として最も必要とされる終身年金をプラスアルファとして必ず支給する厚生年金基金制度を、年金制度体系の中に今一度明確に位置づけ、これまで凍結されてきた事柄への対応や厚生年金保険本体との関係について明確にすることを含め、その役割と機能を再検討すべきである。

3. 企業年金制度を取り巻く環境は、企業業績の不振による掛金負担力の低下、資産運用環境の悪化による積立不足の拡大、新会計基準の導入による積立不足の顕在化等により「企業年金危機」ともいえる事態となっている。

企業年金は、機関投資家として資本市場を通じた投資を行っており、企業年金の規模が縮小することは企業の資金調達の道を狭め、マクロ経済的に見ても好ましくない事態を招来することとなる。

4. 世界的に低金利が続く中で、年金のコストは賃金等に比較して相対的に上昇してきている。

諸外国においても、企業経営戦略の重要な柱として、人事戦略を再構築する中で従業員給付に関する見直しが進められている。

また、経済協力開発機構（OECD）からも、年金数理人等の役割を含む企業年金のガバナンスのガイドラインが示されている。

5. わが国では、企業年金制度が発足して約40年が経過しているが、成熟化の進んだ企業年金では、毎年の給付は掛金を上回り、積立金の運用収益を加

えて賄う状況となっている。さらに、掛金の規模に比べて積立金の規模が大きくなっている。このため、運用収益が予定収益を下回ると、巨額の追加拠出を求められることとなる。

こうした中で、受給権の保護をどう図るか、どのように安定的な財政運営を行うか、検討していくことが重要である。

II 企業年金制度に関する意見

1. 厚生年金基金制度について、平成15年6月12日年金部会提出資料1－1「企業年金制度等について」（以下、「資料」という。）の5－8ページに示されているように、免除保険料、最低責任準備金の凍結解除と、免除保険料の算定基礎の見直し、特に予定利率の適切な設定（すなわち現在の5.5%からの引き下げ）については、厚生年金基金財政の健全化、受給権保護の観点から大変重要であるので、低金利下においても代行給付原資が確保されるよう、過去期間分の手当てを含め、必ず実施する必要がある。
2. 企業年金は中長期的な観点から財政運営を行うものであり、資産の時価の短期間の変動が、できるだけ財政運営に影響しないようにする必要がある。
特に、非継続基準の財政検証については、これまで数次にわたり弾力化が図られてきたが、今後の状況に応じ、現行の最低積立基準額が予定利率の低下に伴い顕著に増加する仕組みのあり方を検討する必要があると考えられる。
3. 資料15ページにある支払保証制度については、アメリカの年金給付保証公社は、78万人（2003年9月末現在）の保証給付を引き受けしており、また、イギリスにおいてもアメリカにより近い仕組みの支払保証制度を導入してはどうであろうかとの政府提案が行われている。
支払保証制度は確定給付企業年金制度においても受給権保護の観点から必要であり、保護すべき給付水準、拠出方法等について検討すべきである。
4. 企業会計基準については、中長期的観点から運営される年金制度の実態を反映したものとなるよう早急に修正すべきであると考える。

特に厚生年金基金の代行部分について、上記1のように過去期間分、将来期間分とも免除保険料等で政府が手当てることが明確にされた場合には、企業会計上、代行部分は退職給付債務の算定対象から除外すべきである。

以上

年金部会意見書

(有) セレーノ
杉山千佳

- 厚生労働省案にある「国庫負担割合 1/2への引き上げ」は長期にわたる安定的な運営の確保を図るためにも、平成 16 年度改革で、必ず実現してほしい。
- 将来的にめざす方向と、それに基づいて平成 16 年度はこの改革を行うというものが、見えてることで、国民の不安感、不信感を解消することができると考える。「方向性と論点」には、「今後さらに、所得把握の徹底等を前提とした所得比例構造に基づく一本の社会保険方式による年金制度の導入等を含め、長期的な制度体系のあり方について議論を進めていく」とあるが、今後もぜひ実現に向けての議論を続けてもらいたい。

《女性と若者と高齢者自身の貢献が実る年金制度の確立に向けて》

- 支え手を増やす取り組みを推進

年金の支え手であり日本社会の担い手として今後大いに期待される若者や女性が、十分な職業教育の機会も得られないまま、不安定なパート・アルバイトとして社会保障制度の外で働くのは好ましいとは言えない。平成 16 年度改正では、短時間労働者の厚生年金適用拡大をぜひとも実施に移していくべきと思う。

その場合、現行制度の枠組みのなかでの適用ではなく、通常の被保険者と区別して、保険料負担を求め、給付を調整する方式が望ましいのではないか。

また、まだまだ元気で働く意欲のある高齢者も、社会の支え手に回っていただきたいと思う。年金と就業収入を一体として課税していく方法も考えられるのではないか。

- 世帯単位から個人単位へ

多様な働き方、生き方に公平な年金制度をめざすならば、個人単位を徹底し、それなりの負担をして給付を受ける制度が望ましいと考えるが、先の世論調査やいわば「片働きから共働き家庭への移行期」ともいえる現時点での家族形態の実情を見ても、徹底した個人単位化は時期尚早と思われる。現状では、片働き世帯を含めて賃金を二分割して夫婦それぞれの賃金として年金の保険料負担を求め、それを給付に反映させる方法が適当ではないか。

ただしこの場合、2 号と 3 号間の分割だけでなく、夫 2 号、妻 2 号の場合や、夫 2 号、妻がパート就労の新しい 2 号の場合でも同様に分割できる仕組みであることが望ましい。その場合、保険料納付の時点での年金権分割がよいのではないか。

そして、将来的には第 1 号も所得把握を行い、一本化した所得比例の年金とし、同様に夫婦間での分割ができるよう検討を進める必要があるだろう。

- 遺族年金

遺族年金の支給要件は、男女間の差異をなくすべき。また、子のいない若齢期の妻については、遺族年金は有期給付とし、就労支援に重点を置くほうが望ましいと思う。

高齢期の遺族年金については、夫婦間の年金分割で給付される自分自身の年金で暮ら

ていくのが、将来的にめざす方向ではないだろうか。年金分割への移行期として、夫の厚生年金の5分の3か、年金分割したものかを選べるようにしてはどうか。

- ・ 年金で行う次世代育成支援について

年金制度で行う次世代育成支援措置としては、「育児休業期間中の保険料免除措置期間の延長」、「就業を継続するも時短等で年金保障が不利にならないよう、育児期間前の標準報酬、あるいは平均賃金で保険料納付が行われたものとして扱うなどの配慮」、「いったんは離職した後も（例えば）3年以内に再就職した場合なども、なんらかの配慮を行う」、「第1号被保険者についても育児期間中の保険料を免除する」などを行ってはどうか。

第3号被保険者については、「負担調整案」「給付調整案」が導入される場合は、育児期間中の負担額分の免除や給付調整を行わない配慮が必要と思う。「年金分割案」が導入される場合は、特に配慮は必要ないのではないか。

- ・ 若者にもわかりやすい制度へ

ポイント制の導入と年金個人情報の通知については賛成。しかし、せっかく送られてきた通知がわかりづらく、魅力のないものであっては意味がないと思うので、導入にあたっては、特に若い世代の意見を取り入れ、どのような通知であれば、興味を持って読むかを十分検討のうえ導入してほしい。

また、年金は自分の老後を支えるためのものであり、かつ世代間のささえあいの制度であるといった理解が、国民全体に希薄であるように思う。これらは学校教育・生涯教育の場においても自分たちの問題として学習するべきことであると考える。今後はスウェーデンなどの教育方法を参考に、学校や地域における教育のあり方についても考えていく必要があるのではないか。

- ・ 手続きの簡略化をめざす努力を

巷にあふれる携帯電話のモデルチェンジや料金設定の変更など、若者たちは積極的に行なうことができる。今後は多様な働き方が広がるにつれ、1号になったり2号になったり、行き来する人も増えてくるのではないか。大事なのは年金制度が身近になることで、「手続きに行こう、保険料を納付しよう」と思ったときに、待たされずに手際よく手続きが完了することと思われる。諸手続きのアウトソーシングなど、より効率的に効果的に進める努力を期待したい。

「遺族年金制度」等についての意見

2003年7月24日

社会保障審議会年金部会

堀 勝洋

第1 遺族年金

1 基本的考え方

- ・若齢期の遺族年金はもちろん、高齢期の遺族年金も、現在の社会経済環境の下では必要

2 高齢期の遺族年金

(1) 妻が自分自身の老齢厚生年金を受けられない場合があるという問題

- ・提案されている改正案（妻の老齢厚生年金優先支給案）を採用しても妻の年金額は現行制度と変わらない。提起されている問題は単に感情の問題にすぎないともいえるが、改正案の採用に問題はない

(2) 共働き世帯と片働き世帯とで不公平があるという問題

- ・老齢年金受給者が遺族となった場合に支給される年金は、夫婦二人の合計年金額の一定割合（6～7割）とするのが適切
- ・提案されている改正案（遺族に支給される2階部分の年金額を夫婦の合計老齢厚生年金額の一定割合とする案）に賛成

*改正案について指摘されている問題に対する意見

①現行制度と比べて個々人の年金額が増減するという問題

- ・改正案により年金額に増減が生ずるのは、現行制度が遺族年金額を夫婦二人の合計年金額の一定割合にしていないから生じているのではないか

②若齢期の遺族厚生年金も同じように改正する必要があるのではないかという問題

- ・若齢期の遺族年金と高齢期の遺族年金は、その趣旨が以下のように違う以上、同じようにする必要は必ずしもないのではないか。すなわち、若齢期の遺族年金は働き手である夫の死亡による収入の喪失・減少を補填する給付であるのに対し、高齢期の遺族年金は夫婦二人で受けている年金による生活水準を維持しようとするものである

3 若齢期の遺族年金

- ・18歳未満の子のいる妻に対する遺族年金については現行制度維持
- ・子を有しない若齢の妻に対する遺族厚生年金の支給は見直しが必要—例えば、一定期間又は一定年齢までの年金支給、一時金支給等
- ・子を有しない中高齢の妻に対する遺族年金は、中高齢女性の雇用機会、雇用条件等を考えると、まだ必要性がある

4 遺族年金の支給要件の男女差

- ・男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の男女差はやむを得ない。
ただし、将来男女差が相当程度縮小すれば、支給要件を同一にする
- ・生計維持要件の850万円は高すぎるのではないか

第2 离婚時の年金分割

1 基本的考え方

- ・離婚した妻自身の年金による生活保障は現状では不十分であり、老齢厚生年金の分割を実施すべき→離婚後夫が再婚した場合であってその夫が死亡したときは、再婚した相手に夫の老齢厚生年金全部について遺族厚生年金が支給されている不合理をなくす
*年金分割制度の導入は、離婚を促進するという意見もあるが、むしろ年金による生活保障を受けられなくなるために離婚したいのに離婚できないという現行制度の問題を解決するのではないか
- ・「年金受給権分割」方式が優れている
- ・夫の老齢厚生年金の受給権が発生していない時の離婚についても、分割を認めるのが望ましい一例えは、離婚時点で、婚姻期間中の保険料拠出記録の標準報酬額を分割
- ・年金分割の根拠は、社会保障制度として民法の財産分与とは異なった仕組みにする部分はあるとしても、基本的には民法の考え方によるのが妥当
- ・一身専属性の問題は、夫婦についてのみ譲渡禁止・差押規定の例外規定を設けるべき
- ・婚姻継続中の分割は、問題が多い

2 年金分割の仕組みについての意見

- ・分割の有無、分割割合等については、夫婦の合意により分割。合意が得られない場合は、裁判所の審判等によって分割
- ・分割は法改正後の離婚に限るが、分割の対象となる年金受給権は法改正前の婚姻期間を含めるべき
- ・短期間の婚姻及び若年者同士の離婚についても分割を認めるべき
- ・事実婚についても、遺族年金受給が認められる事実婚に限り、かつ、事実婚関係の明確な証明が得られた期間についてのみ、分割を認めるべきではないか
- ・共働き夫婦についても分割を認めるべき

第3 障害年金

1 無年金障害者

- ・保険料を拠出すべきであったにもかかわらず拠出せず無年金になった者に年金を支給するのは、拠出制の年金保険としては無理
- ・無年金障害者には、基本的には福祉的措置で対応すべき。例えば、特別児童扶養手当等

の支給に関する法律に基づく特別障害者手当の支給額、支給要件（「日常生活において常時特別の介護を必要とする」）等の改善

第4 在職老齢年金

1 基本的考え方

- ・被用者に対する高齢期の年金については、次の原則に従って制度設計すべきではないか
- ①被用者の年金は、原則として老齢年金ではなく退職年金として構成すべき←被用者の年金は高齢期に退職によって失う賃金の補填
- ②ただし、60歳以後在職していても低賃金の者には年金の全部又は一部を賃金額に応じて支給←高齢者の低賃金の現状を踏まえ、被用者の生活保障という厚生年金制度の趣旨を実現

2 在職老齢年金制度に対する批判への疑問

(1) 在職老齢年金の就労阻害効果の主張についての疑問

- ・在職老齢年金は限界税率が50%であるのと同じであるため就労阻害効果があるとされるが、次のような疑問がある。①より長い時間働いて賃金が増えれば、大部分の者の「賃金+年金」は増える。②労働者は自分の裁量で働く時間を左右し得るとする前提に疑問がある。③働くのは賃金のためだけでなく、働くこと自体が楽しい、健康維持、人間関係の維持等の意義があるためにも働くのではないか。④在職者にも年金を全額支給するのは、厚生年金制度の趣旨（退職による生活費の保障）に反する。そうかといって、在職者には年金を全額不支給とすれば、高齢者の賃金が低いため、かえって働くのをやめ、老齢年金を全額受ける可能性が高い

(2) 在職老齢年金の賃金抑制効果の主張についての疑問

- ・在職老齢年金があるため高齢者の賃金が抑制される面がないとはいえないが、次のような疑問がある。①そもそも高齢者の賃金が低くなっているのは、年功賃金制の下で高すぎるのを抑制した結果ではないのか。②高齢者の賃金が、その能力・成果と比べて低いのは問題であるが、高齢者の雇用を促進している面があるのではないか

3 改正案についての意見

(1) これまで議論された見直し案について

- ・B案（2対1の調整率の緩和案）でもC案（2対1調整基準の引上げ案）でも高賃金の者のみが改善されるので、望ましくないのではないか
- ・A案（1律2割停止の廃止案）の変形として、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が引き上げられた者について、2割停止を廃止したらどうか

(2) 在職老齢年金の繰下げ支給案について

- ・この案には次のような問題がある

① 60～64歳の在職老齢年金の趣旨が賃金だけでは生活できないため支給するものであ

ると考えられるが、この案は年金無しでも生活できる者に年金を支給するものであり、

上記の趣旨に反する

② I案（年金全額繰下げ案）は論外一在職中の高賃金の者に年金を全額支給するのは、厚生年金制度の趣旨（退職による生活の保障）に反する

③ II案（年金一部繰下げ支給案）一線下げ支給の年金額が減額されるとすれば、現行制度について指摘されている就労阻害効果の面では同じではないのか

④ 繰下げ支給の制度を設けても、事業主は、被用者が自主的に繰下げ年金を選択しているにすぎないとし、繰下げ年金を選択しないで在職老齢年金があるものとして、賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果については現行制度と同じではないのか

第5 その他

1 高所得者の年金削減

- ・退職している年金受給者の所得による年金削減には反対—6月12日の第19回年金部会に意見を提出済み

2 失業者の年金保障

- ・雇用保険の求職者給付（基本手当）受給者については、本人分保険料は基本手当から本人が、事業主分保険料は雇用保険が、負担することを検討してみてはどうか

「福祉施設・還元融資」「国民年金保険料」についての意見

2003年7月24日
社会保障審議会年金部会
堀 勝洋

第1 福祉施設・還元融資

1 基本的考え方

- ・現在の福祉施設等は、社会経済の変化によって意義を失っているものもあり、廃止・譲渡等を含めた見直しが必要
- ・ただし、短期保険と違って長期保険の年金制度は、40～45年間保険料を納めるのみで、メリットが少ない。これが特に若い世代の年金制度への無関心や未加入・未納問題を生んでいるとすると、年金制度のメリットを示し、年金制度の理解を深めるための施策はあってもよいのではないか

2 教育資金貸付

- ・大学教育を受けている子がいる世帯の子育てコストは平均して月22.6万円であるとする調査もあり、また次の理由により年金積立金を原資として融資する意義はあるのではないか
 - ①次世代育成支援
 - ②国際競争力を維持強化するための高等教育の拡大
- ・ただし、利子をどうするかが問題で、年金積立金は市場利子率で運用すべきであるため、一般財源により利子補給をすることが考えられる

3 リバースモーゲージ

- ・今後、年金の給付水準が低下していくため、自助努力により老後の生活を営む必要性が格段に高まるが、リバースモーゲージ制度はそのための有力な手段となる
- ・リバースモーゲージは民間でも行っているが、市場の失敗のため伸び悩んでいる。市場の失敗としては、第1に市場で対応することが困難な担保切れのリスク（担保不動産価格の下落・金利変動のリスク）があること、第2に元本も利子も融資対象者が死亡するまで返ってこないという資金の長期固定化という問題である
- ・リバースモーゲージの運営は基本的には民間にゆだねるとしても、民間で対応できない問題は公的に行う必要がある。特に、上記の第2の問題については、長期資金である年金積立金を利用するのが適切ではないか

第2 国民年金保険料

1 基本的考え方

- ・国民年金保険料の収納対策を強化することは、基礎年金制度維持のため極めて重要
 - ・しかし、基礎年金制度が空洞化し、破綻していると言うのは、以下の理由により誇張しすぎている。ましてや、これら少數の者のために税方式化を唱えるのは、納付している94.5%の者をも税方式にするものであり、本末転倒ではないか。空洞化・税方式化を唱えること自体が、未加入・未納問題を悪化させる要因になるのではないか
- ①基礎年金を支えるのは約7000万人の国民年金被保険者であり、このうち未加入・未納者は5.5%にしかすぎない
- ②現在、高齢者で何らかの公的年金を受給しているのは、男女とも95%前後である
- ③現在、未加入・未納の者が一生涯そうであり続けるかは疑問である
- ④なお、保険料免除者を含めて空洞化を論ずる向きがあるが、負担能力のない者を保険料免除するのは当然である

2 被保険者の負担能力に応じた保険料の賦課徴収

- ・現実に負担能力のない又は低い者については、現在の免除の仕組みを更に見直す必要があるのではないか

例 特に若い世代の就労状況が悪く、これが未加入・未納の割合を高めているが、成人した者については親の所得を保険料免除の適用要件から除外する必要があるのではないか

遺族・障害・在職年金等について

2003・7・24 山崎 泰彦

遺族年金の水準

長期的には年金制度は個人単位化に向かうものと考える。その場合の究極的な姿では、夫婦世帯と単身（遺族）世帯の年金水準は2対1になり、必要生計費ベースでみると単身（遺族）世帯は夫婦世帯に比べて見劣りすることになるが、これは個人単位化に伴う不可避免的な帰結として割り切るべきではないか（現に基礎年金はそのようになっている）。

個人単位化の方向性との整合性を確保する上では、遺族厚生年金の水準は報酬比例年金の原則として2分の1とすべきであり、そうすれば共働き世帯と片働き世帯の間の遺族年金の均衡も図ることができる。この場合、4分の3という現行水準は経過的な措置として位置づけられることになる。

遺族年金の生計維持要件

遺族年金の受給権は、被保険者等の死亡時のワンポイントでの生計維持関係により判定しているが、認定基準以上の収入がある場合でも、受給権を与えた上で支給停止扱いとしてはどうか。

離婚時の年金受給権分割

本来は婚姻期間中から年金権を分割すべきだが、仮にそれが直ちには困難であるとすれば、そこに至る当面の措置として離婚時の年金受給権の分割が考えられる。

在職老齢年金

高齢者の就労を促進する上では、在職老齢年金制度を廃止し、年齢要件のみで全額支給する一方で、年金税制を見直し、総合課税化することが考えられる。

在職老齢年金制度を存続させることを前提にすると、年金の支給停止額を雇用貢献度の指標として、貢献度に応じて事業主負担を軽減してはどうか。この場合、雇用保険の雇用三事業による高齢者雇用関係の各種助成金との統合も考えられる。

現行制度を基本に見直すとすれば、年金水準が下がる60歳台前半の報酬比例部分のみの老齢厚生年金について、一律2割の支給停止を廃止することが現実的な対応であろう。

なお、支給停止（調整）率の緩和や、60歳台前半の老齢厚生年金の65歳以後への繰り下げ支給の導入については、高所得層に有利になることから、慎重な検討が必要である。

ポイント制

定期的に加入記録を通知する一環として、年金額算定式におけるポイント制の導入も検討すべき。

ただし、①ポイント制を導入しても、老齢年金については 65 歳時の年金額の水準の通知にとどまること、②加入者にとっての関心事はポイントそのものよりも年金額であり、しかもポイントの単価は毎年変わるのであるから、現在価格での過去の加入実績分の見込み額を通知するのと同じであること（これは現行制度でも可能である）、③給付乗率が同一となる昭和 21 年 4 月 2 日以後に生まれた者についても、今後の制度改正によっては経過措置の導入等により、単価が生年月日等によって変わることがありうること、④導入に伴うシステム開発コストや通知費用が相当にかかること等、についても十分に考慮する必要がある。